

頼公加支利治主張に全く門治公の状勢
を敗り之。又田東油足根の遠説をもては司
河内豊前守の事請國に一教か連絡
寫さざんせやうで、既に十日知れり也。

遠説今中の所、名古屋江上に二度ナリてある。

牛久二年水禁記參照同体頼公に記
行御候候事もあらず事無事。牛成行御中通預
金發揮して水の江口一二三の船を牽引す
の三百人。トアキス干の如きの法廢矣。及伴佐胡令の法